

BDオーナーズクラブ 《賛助会員規約》

第1条(目的)

本規約は、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条(資格)

当クラブの主旨に賛同し、当クラブを賛助するために入会した個人・法人・団体とする。

第3条(議決権)

賛助会員は当クラブにおける議決権を持たない。

第4条(入会)

当クラブの賛助会員となるためには、別に定める賛助会員入会申込を申請し承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、会員期間は1月から12月までの1年間とする。

第5条(年会費及び納入)

1. 特別支援会員／一口50万円
2. 法人・団体賛助会員／一口10万円
3. 個人賛助会員／一口1万円

会費は、第5条で規定する金額を指定された期日までに、当クラブの指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。

また、事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月にかかわらず年額の全額とする。

第6条(更新)

当クラブの賛助会員を更新するためには、毎年12月に当クラブから通知される更新手続きにより更新申込を申請し、承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。

第7条(退会)

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第8条(除名)

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、当会の議決により、これを除名することができる。その場合納入された年会費は返納しない。

また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

1. 当会定款、本規約に違反した場合。
2. 第10条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
3. 故意、過失に問わず、当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合。

第10条(禁止事項)

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

1. 会員情報など当クラブへ虚偽の申請を行う行為。
2. 他の会員、第三者もしくは当会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
3. 当クラブの許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為。
4. その他、当クラブが不適切と判断する行為。

第11条(特典利用)

賛助会員は以下の特典を利用することができる。

1. 当クラブが主催するイベント等への優先的参加権。
2. 当クラブのホームページへのお名前掲載。

(附則)

本規約は令和5年1月1日から施行する。